＜児童手当　制度改正　手続き要否確認フロー＞

現在、守口市から児童手当または（特例給付）を受給していますか？

はい

高校生年代（平成１８年４月２日～平成２１年４月１日生まれ）のお子さまがいますか？

はい

高校生年代のお子さまは算定児童として登録されていますか？

いいえ

児童の兄姉等（平成１４年４月２日～平成１８年４月１日生まれ）がいて、その人を含めて３人以上のお子さまがいますか？

いいえ

①「額改定請求書」を提出してください。

はい

②「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

手続き不要

いいえ

児童の兄姉等（平成１４年４月２日～平成１８年４月１日生まれ）がいて、その人を含めて３人以上のお子さまがいますか？

はい

②「額改定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

２人以上でお子さまを養育している場合、所得の高い方の職業は公務員ですか？

はい

勤務先にお問い合わせください

いいえ

所得の高い方の住民登録地は守口市ですか？

いいえ

所得の高い方の住民登録地でお問い合わせください。

はい

児童の兄姉等（平成１４年４月２日～平成１８年４月１日生まれ）がいて、その人を含めて３人以上のお子さまがいますか？

はい

③「認定請求書」及び「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出してください。

いいえ

④「認定請求書」を提出してください。

（注）高校生年代までのお子さまと別居されている場合は、上記申請書とあわせて「別居監護申立書」を提出してください。